

東浦町共同学校事務室の組織等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 4 第 1 項及び東浦町立学校管理規則（昭和 33 年東浦町教育委員会規則第 11 号。以下「管理規則」という。）第 13 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する共同学校事務室について、同条第 5 項の規定により組織、運営、業務等に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 法第 47 条の 4 第 2 項の規定により置く室長（以下「室長」という。）を共同学校事務室の運営責任者とし、同項の規定により置く所要の職員を室員（以下「室員」という。）とする。

2 室長は、総括事務長（管理規則第 13 条の 4 第 2 項に規定する共同実施ブロック（以下「ブロック」という。）に総括事務長がいない場合には、東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者）を充て、教育委員会が任命する。

3 室長は、業務の円滑な推進のため、教育委員会の承認を得て、室長を補佐する副室長を室員の中から指名することができる。

4 室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、副室長が室長の職務を代理する。

(運営)

第3条 室長は、共同学校事務室において処理する事務について、室長の本務校（以下「拠点校」という。）の校長を通じて、ブロックを構成する各学校の校長と十分協議した上で、共同実施計画を策定し、教育委員会へ報告するものとする。

2 室長は、共同実施計画を変更する必要がある場合は、拠点校の校長を通じて、ブロックを構成する各学校の校長に了承を受けた後、教育委員会へ報告するものとする。

(室長の職務)

第4条 室長は、共同学校事務室を総括し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 室員の指導育成
- (2) 室員の事務の割振り及び服務に関する事務
- (3) 室員の事務の繁閑を平準化し、効率的な業務運営を図ること
- (4) 室員の協力を促し、及び連携を図るため、定期的な打合せを実施し、室員間の情報共有に努めること。

(室長の専決)

第5条 室長に専決させることができる事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 教職員の身分及び給与に関する証明
- (2) 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定
- (3) 教職員の児童手当の認定
- (4) 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認その他の手続

- (5) 保存年限を経過した文書の廃棄
 - (6) 教職員の給与等に係る報告
 - (7) 旅費に係る請求依頼の確認及び審査
 - (8) 会計経理に係る軽易な報告
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、専決することはできない。
- (1) 室長が総括事務長以外の者の場合
 - (2) 当該事務が重要又は異例と認められる場合
 - (3) 当該事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合
- 3 室長は、専決した事項について、必要に応じ、ブロックを構成する各学校の校長に報告するものとする。

(室長及び室員の身分)

第6条 室長及び室員は、それぞれの所属する学校を本務校とする。

- 2 教育委員会は、共同学校事務室の運営上、共同学校事務室を構成する各学校の事務職員にブロックを構成する各学校の事務を兼務させる必要がある場合は、愛知県教育委員会へ内申することとする。

(室長及び室員の服務等)

第7条 室長及び室員の服務及び監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が、拠点校及び前条第2項の兼務に係る学校で業務に従事する場合は当該学校の校長がそれぞれ行うものとする。

- 2 ブロックを構成する各学校の校長は、共同実施計画に基づき、当該学校を本務とする事務職員に拠点校等への出張を命ずるものとする。

(共同学校事務室運営委員会)

第8条 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、東浦町共同学校事務室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を開催するものとする。

- 2 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 教育委員会の事務局の職員
- (2) 町内の小中学校の校長の代表者
- (3) 町内の小中学校の事務職員
- (4) その他教育委員会が必要に応じ指名する者

- 3 運営委員会は、必要に応じ教育委員会が招集し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共同学校事務室において処理する事務に関すること。
- (2) 共同学校事務室における効果的及び効率的な事務処理に関すること。
- (3) 共同学校事務室による学校の管理運営全般の支援に関すること。
- (4) その他共同学校事務室に関すること。

- 4 運営委員会に、運営委員会を代表しその円滑な運営を図るため会長を置き、第2

項第2号に規定する者をもって充てる。

5 運営委員会に事務局を置く。

6 事務局は、次項の規定により置く事務局長の本務校に置く。

7 事務局に、会長を補佐し、及び運営委員会の円滑な運営を図るため事務局長を置き、室長の中から会長が選任する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第2条第1項の改正規定は、令和7年2月19日から施行する。